

葛卷町農業委員会
第33回総会議事録

1 日 時 平成30年2月21日(木) 午後1時15分から午後1時58分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第5号 買受適格証明願に対する可否の決定を求めることについて

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

4 出席委員

① 門 場 政 一 ② 馬 場 正 俊 ③ 星 野 順 子 ④ 木戸場 真紀子

⑤ 橋 秀 子 ⑥ 芳 田 聡 ⑦ 川 崎 美由起 ⑧ 藤 森 雅 美

⑨ 長 峯 一 雄 ⑩ 森 久 雄 ⑪ 坂 井 徳 身 ⑫ 藤 岡 俊 策

⑬ 落 宰 勝 ⑭ 久 保 淳 ⑮ 坂 待 純 一 ⑯ 深 澤 進

(会長職務代理者) (会 長)

5 議事録署名委員

⑦ 川 崎 美由起 ⑩ 森 久 雄

6 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長) 落 合 咲 子 (主幹)

事務局長

お疲れ様です。ただ今から第33回総会を始めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入らせていただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

会 長

〔あいさつ〕

寒い中、そして足元の悪い中お集まりいただきまして、大変ご苦勞様です。

今日は午前中、農作業賃金の検討会を開催しました。結果につきましては、あとで馬場小委員長から報告があるようですのでよろしくお願いいたします。それから2月8日、9日、農業委員と農地利用最適化推進委員の公募説明会を町内4か所で開催しました。ご出席いただいた委員の皆様、ご苦勞様でした。全体的に関心が薄いといえますか、関係者の方がほとんどのようでした。既に2月19日から公募が始まっております。今回の体制は農業委員と農地利用最適化推進委員の2つの委員を置くということで、農地利用を更に進めていかなければならない中、中身を2つに分けて進めていくこととなります。平成28年4月に新体制に移行した県内の農業委員会も、農地利用に関してはまだ試行錯誤の状態です。私たちも、新体制になりましたら出来るだけ早く軌道に乗れるように、皆さんからもご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、明日は産業振興大会です。多数出席いただきたいと思います。また、来月3月に入りますと16日からは最後の県外研修になりますので、風邪など引かないようにして出席いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

〔開 会〕

それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第33回総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名中16名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議 長

《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、7番川崎委員、10番森委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

議 長

《日程第 2 》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議 長

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3》

議長

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

はい。お手元の会務報告をご覧いただきたいと思います。

月 日	内 容	出 席 者
2月8日(木)	農業委員・農地利用最適化推進委員公募説明会及び農業者等との意見交換会 (総合センター) 農業者4名	会長/森委員/藤森委員/事務局
	農業委員・農地利用最適化推進委員公募説明会及び農業者等との意見交換会 (江川農村センター) 農業者3名	会長/川崎委員/長峯委員/木戸場委員/事務局
9日(金)	農業委員・農地利用最適化推進委員公募説明会及び農業者等との意見交換会 (田野構造改善センター) 農業者4名	会長/坂待会長職務代理者/馬場委員/門場委員/坂井委員/事務局
	農業委員・農地利用最適化推進委員公募説明会及び農業者等との意見交換会 (小屋瀬農村センター) 農業者6名	会長/芳田委員/落宰委員/事務局
11日(土)	下道直次郎氏町勢功労者表彰を祝う会 (町内 もく・木ドーム)	会長
12日(日)	菅原久耕氏黄綬褒章受賞を祝う会 (盛岡市 ホテルメトロポリタン盛岡)	会長
14日(水) ~15日(木)	農業委員会会長研修会 (盛岡市 ホテル紫苑)	会長
	女性農業委員研修会・ポラーノの会総会 (盛岡市 ホテル紫苑)	橋委員/星野委員
15日(木)	現地確認調査 (町内)	川崎委員/長峯委員/事務局 長/主幹
20日(火)	葛巻町畜産クラスター協議会臨時総会 (役場 第2会議室)	会長

以上でございます。

議長

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【8番藤森委員 挙手】

議長

藤森委員。

8番

畜産クラスター協議会臨時総会とはどのような内容だったのかお聞きしたいです。

議長

農家の変更がありまして、その認定とございますか、今後の計画の説明がありました。

平成29年度から農家5軒がいろいろな事業を手掛けて進めてきましたが、1人辞めるこ

ので省略します。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【12番藤岡委員 挙手】

議 長
12 番

藤岡委員。

川崎委員から報告がありましたが、祠の移動費用、建設費などはどのように工面されているのか教えてください。

【落合主幹 挙手】

議 長
主 幹

落合主幹。

こちらは元々災害復旧工事の対象となるものでしたが、先ほどの説明等にもありましたように、現状復旧するというのが災害復旧工事の根本的な考え方ではありますが、あまりにも土砂の流出が多かった為に、その場に復元するには面積が小さくなりすぎてしまったということです。建設費用につきましては、災害復旧工事の仮設費の中から捻出するというので、整備に関しての負担というのは特にないものと思われま

議 長

ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第5》

議 長

次に日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。

議案書は7ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

この案件は、●●地区の●●●さんが住宅の建設にあたり、宅地及び通路、駐車場を確保するために、親子間での無償貸借により、永久転用するものです。農地の所在は●●第●●●地割字●●●で同地区の●●●●●さんの畑252㎡です。申請地の位置図は10ページをご覧ください。対象農地は町道●●●●●の道路脇で●●橋への入口付近です。調査書は8ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでござい

すが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番川崎委員にお願いします。

【7番川崎委員 挙手】

議長 川崎委員。

7番 現地確認結果を報告します。この案件は、住宅の新築に伴って分筆された草地を宅地に永久転用するものです。申請のあった農地は、町道に面した宅地に隣接しており、この農地が宅地に転用されても隣接する農地の管理や農作業に与える影響はほとんど無いものと思われまます。このことから調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明について、12番藤岡委員にお願いします。

【12番藤岡委員 挙手】

議長 藤岡委員。

12番 はい。報告のとおり意義ありません。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第6》

議長 次に日程第6「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は13ページからご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の農用地利用集積計画について、ご説明いたします。13ページの1番から17ページの11番までは、すべて労力不足若しくは経営廃止のため、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付

けるものでございます。

まず1番の案件は、●●第●地割字●●●の畑2筆16,878㎡で、同地区の●●●●●さんの農地でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

次に2番から17ページの9番までの案件は、昨年8月25日に●●地区農地有効利用説明会を開催し、これまで相対で貸借していた農地について協議が整ったものを農地中間管理事業を活用して貸借するものでございます。利用権を設定される方、いわゆる出し手の方は8名で、田31筆26,385㎡、畑9筆11,638㎡、合計40筆38,023㎡の農地を飼料畑として借り受けるものでございます。利用目的及び賃借料は記載のとおりです。なお、貸借期間はいずれも今年3月1日からとなりますが、17ページ9番は●●地区●●●●●相続人代表●●●●●さんが利用権を設定するものです。相続人6人のうち4人から同意を得ているもので、相続人全員の同意ではないことから、貸借期間は5年間です。

それ以外の2番から8番までの案件の貸借期間は、いずれも10年間でございます。

続きまして17ページの10番の案件は、●●第●地割字●●●の畑1,731㎡のうち1,208㎡は相続未登記地であり、●●●●●地区●●●●●相続人代表●●●●●さんが利用権を設定するもので、利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

11番の案件は、●●第●地割字●●●の田2筆1,950㎡、畑804㎡は、●●●●●地区の●●●●●さんの農地で、利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次のページをご覧ください。12番の案件は、●●第●●地割字●●●●●及び第●●地割字●●●●●の田4筆合計3,424㎡は、●●●●●の●●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

13番の案件は、●●第●●地割字●●●の畑1,430㎡は相続未登記地であり、●●地区●●●●●相続人代表●●●●●さんが利用権を設定するものです。労力不足のため、同地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次のページをご覧ください。14番の案件は、●●第●●、●●、●●地割字●●●の畑11筆合計8,776㎡は相続未登記地であり、●●地区●●●●●相続人代表●●●●●さんが利用権を設定するものです。労力不足のため、同地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

続きまして15番の案件は、●●第●●地割字●●●の畑4,397㎡は、同地区の●●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、同地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。なお、12番から15番までの案件は基盤法による貸借を行っていた農地で、再設定となるものです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

●地区の●●●●相続人代表●●●●さんと同地区の●●●●さんの田2筆1,950㎡、畑2筆2,012㎡、4筆合計3,962㎡については別様の資料No.5の一覧表に記載されている5名の借入希望者の中で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●地区の●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

議案書及び優先順位検討表は、それぞれ次のページをご覧ください。6番の配分案は、●●●●地区の●●●●さんが経営廃止するため借受農地を再配分するもので、所有者6名の田、3筆2,472㎡、畑6筆11,484㎡、9筆合計13,956㎡については、別様の資料No.6の一覧表に記載されている5名の借入希望者の中で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●地区の●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

《日程第8》

議長 次に日程第8「議案第5号 買受適格証明願に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

議案書は25ページをご覧ください。買受適格証明願5案件についてご説明いたします。

競売や公売により農地を取得するため、買受けの申出をすることができる者は、農業委員会又は県知事の買受適格証明書の交付を受けた者に限られており、これらの案件はすべて耕作目的での買受けのため、願出人が適格者か否かを農地法第3条許可基準に基づいてご審議いただくものでございます。

また、農地法関係事務処理要領（平成6年8月29日付け農計第716号岩手県農政部長通知）に基づき、事務処理の迅速化を図るため、この買受適格証明書の交付を受けた者が、裁判所及び税務署の最高価買受申出人等の決定を受け、農地法の許可申請の内容が当該証明書の交付時と事情が異なっていないと会長が認めた時は、許可する旨の付帯決議も併せてお願いするものでございます。

議案書25ページから26ページの5案件とも盛岡地方裁判所が3月から4月にかけて競売に付す予定の物件で、すべて同一所有者の農地であり、畑2筆1,832㎡、畑12筆9,104㎡、14筆合計10,936㎡となっております。

これらの案件は競売に付される農地の買受けであるという特殊事情もあり、仮にはございませんが、農地の権利移動後に以前の所有者からクレーム等があった場合において、地域内5戸の農家で引き受けることにより、そういったリスクを分散並びに低減しようとするものでございます。

願出人は、同一地区内の酪農専業若しくは兼業農家で、競売物件の権利をそれぞれ取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2月15日に長峯委員及び川崎委員とともに、対象農地及び願出人の経営状況等について確認して参りました。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を9番長峯委員にお願いします。

【9番長峯委員 挙手】

議 長

長峯委員。

9

番

現地確認の結果を報告します。

まず1番の案件の願出人は、現在44歳、農業従事日数は年間約300日、約9町1反の農地を家族4人で耕作し、成牛30頭、育成牛15頭を飼養する酪農専業農家です。農業機械はトラクター2台をはじめ、酪農経営に必要な機械一式を所有し、農地すべてを効率的に利用しています。

次に2番の案件の願出人は、現在33歳、農業従事日数は年間約200日、約4町3反の農地を家族5人で耕作し、成牛52頭、育成牛40頭を飼養する酪農家です。農業機械はトラクター2台をはじめ、酪農経営に必要な機械一式を所有し、農地すべてを効率的に利用しています。

次に3番の案件の願出人は、現在60歳、農業従事日数は年間約60日、田・5反7畝、畑・1町6反4畝の農地を家族3人で耕作する兼業農家です。農業機械はトラクターや軽トラック、田植機など、水稻及び畑作経営に必要な機械一式を所有し、農地すべてを効率的に利用しています。

次に4番の案件の願出人は、現在53歳、農業従事日数は年間365日、約6町2反の農地を家族4人で耕作し、成牛50頭、育成牛13頭を飼養する酪農専業農家です。農業機械はトラクター2台をはじめ、酪農経営に必要な機械一式を所有し、農地すべてを効率的に利用しています。

最後に5番の案件の願出人は、現在72歳、農業従事日数は年間約250日、約9反5畝の農地を家族2人で耕作し、育成牛5頭を飼養する兼業農家です。農業機械はトラクターや軽トラックなど、飼料作物の耕作に必要な機械一式を所有し、農地すべてを効率的に利用しています。なお、5番の案件の対象農地には掘立小屋が建っておりますが、取得後はこれを解体し、自家用野菜を作付けする予定とのことです。

また、これ以外の農地すべてについても願出人の耕作地の近くであり、それぞれ飼料作

物などが作付けされることから、周辺地域へ支障を及ぼすおそれは無いと思われま

す。以上のことから、農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、農地買受適格者として適当であると判断しました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明ですが、9番長峯委員が現地確認を行っていますので省略

します。

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 挙手全員です。

よって議案第5号「買受適格証明願に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

追って、お諮りいたします。

本証明書の交付を受け、最高価買受申出人等となり、農地法第3条の規定による所有権移転申請書の提出内容が、本証明書の交付時と事情が異なっていないと本職が認めた場合には、許可する旨の付帯決議をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 ご異議ないものと認め、最高価買受申出人等として、農地法第3条の規定による所有権移転申請書の提出内容が、本証明書の交付時と事情が異なっていないと本職が認めた場合、許可することに決定いたします。

《日程第9》

議長 次に日程第9「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、27ページをご覧ください。

1番及び2番の農地は、先ほど議案第3号の利用権設定でご説明した案件で、借受人が経営廃止することから、別の方が借受けて引き続き耕作を行う予定であり、農地中間管理事業を活用して契約するために合意解約するものでございます。貸付人及び借受人、解約届出日等は、記載のとおりです。

3番の農地は、●●第●●地割字●●の畑13,644㎡で、経営縮小のため親子間による貸借契約の一部を解約し、別の方が借受けて引き続き耕作を行う予定でござい

ます。農地中間管理事業を活用して契約するために合意解約するもので、貸付人及び借受人、解約届出日等は、記載のとおりです。

議 長 以上でございます。
以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 **【「なし」の声】**
ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

議 長 **《日程第10》**

次に日程第10「報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

議 長 **【事務局長 挙手】**

事務局長。

事務局長 議案書は29ページをご覧ください。●●●の株式会社●●●●●●●●●●が、●●●●●の携帯無線基地局設置に伴う工事用地として昨年10月24日に一時転用許可を受けたもので、1月24日に完了報告が提出されました。

2月15日に長峰委員、川崎委員とともに進捗状況を確認して参りました。

以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番川崎委員にお願いいたします。

議 長 **【7番川崎委員 挙手】**

7番 川崎委員。

現地確認の結果を報告します。

この案件は、携帯電話無線基地局の工事用地で、既に完成し、元の農地に復旧されていることを確認して参りました。よって、届出内容は妥当と判断しました。

以上です。

議 長 次に地区担当委員の補足説明を、3番星野委員にお願いいたします。

議 長 **【3番星野委員 挙手】**

3番 星野委員。

特に問題ないと思います。

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

議 長 **【「なし」の声】**

議 長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

議 長 **《日程第11》**

次に日程第11「その他」ですが、本日午前11時30分から行われました農政小委員会の報告を馬場農政小委員長にお願いします。

議 長 **【2番馬場委員 挙手】**

2番 馬場委員。

平成29年度第1回葛巻町農業委員会農政小委員会を開催したので、葛巻町農業委員会会

議規則第65条の規定により報告書を提出いたします。

お手元の報告書をご覧ください。開催日時等は記載がございますので、出席委員までは省略させていただきます。お目通し願います。協議の結果でございますが、平成30年度農作業標準賃金等の設定について、農政小委員会で原案を作成いたしました。作業別賃金は岩手県の最低賃金が昨年10月から738円に改定されたことに伴い、現行ではその金額を下回ることから標準額を見直してございます。併せまして、岩手県農業会議の指針に基づき、100円単位の金額にすることから、それぞれ200円引き上げることとして案とさせていただきます。農作業請負料金につきましては、細かな変更点はあるかと思いますが、大きく影響を与える程の変更はないということで、平成29年度と同額とさせていただきます。その他の報告につきましては、特になされておられません。

以上でございます。

議長 　　ただ今の報告について、ご質問等がございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 　　他に委員の皆さんからございませんか。

【「なし」の声】

議長 　　事務局からあれば、お願いします。

【「特にありません」の声】

議長 　　ないようですので、「その他」を終了します。

　　以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第33回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成30年2月27日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____